

【補足】「新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組に伴う対応について（通知）」

新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組に関し、3月6日付で

- ①中国・韓国に在留する日本人留学生
- ②新規渡日予定の外国人留学生への対応

について留意点をまとめた事務連絡を発出させていただいたところですが、一時帰国中の留学生の再入国に関してお問合せが多く寄せられておりましたので、改めて補足の御連絡を申し上げます。

各大学の在学学生であり、再入国許可（見なし再入国許可を含む）を得て出国している場合は、3月9日から実施されている査証制限等の対象にはなりませんので、出入国管理及び難民認定法

第5条第1項第14号に該当する外国人（<http://www.moj.go.jp/content/001316538.pdf>）でない限り、再入国に影響はないものと存じます。

但し、入国可能な場合、3月6日付の事務連絡にもありますとおり、3月9日午前0時から3月末日までの間（この期間は更新され得ます。）、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請されています。

各大学・高等専門学校におかれましては、予定していた時期に再入国・渡日できない学生に対して、

補講や履修登録に関する柔軟な対応等、必要となる修学上の配慮措置について具体的にご検討いただき、

中国及び韓国に在留中の学生に幅広く情報提供し、不安解消のためのサポートをしていただきますよう、

改めてお願い申し上げます。

また、出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして

取り扱うこととしたことを3月10日に発表（<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>）しておりますので、学生等への周知並びに必要なサポートをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、以下の関連ホームページ等において発信する最新の情報収集に努め、必要に応じ、学生・教職員への周知を引き続きお願いいたします。

（関連ホームページ）

○文部科学省 HP（新型コロナウイルス感染症に関する諸情報）：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

○法務省 HP（海外からの入国に関する情報や、外国人の在留諸申請における取扱い等）：

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○厚生労働省 HP（水際対策強化（検疫強化）にかかる Q&A）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

（電話相談窓口）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

○外務省海外安全 HP（各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況や、入国制限措置・入国後の行動制限措置に関する情報等）：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○在韩国日本国大使館 HP（水際対策強化にかかる Q&A 等）：

[https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在中国日本国大使館 HP（中国国内における新型コロナウイルス感染性に関する諸情報）：

[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

担当連絡先：

<日本人の海外留学・外国人留学生に関するお問い合わせ先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室政策調査係

代表：03-5253-4111（内線：3360、3433）

MAIL: [ryu-anzen@mext.go.jp](mailto:ryu-anzen@mext.go.jp)

<在留資格認定証明書の有効期間や在留諸申請における取扱いに関するお問い合わせ先>

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

TEL: 03-3580-4111（内線 6802、2724）

\* 詳細な内容や個別のケースについての御相談は、

検疫強化（14日間の隔離措置等）など・・・厚生労働省

在留資格認定証明書や本邦への入国制限など・・・出入国在留管理庁

査証発給や各国・地域における日本人等に対する入国制限など・・・外務省

のホームページにある代表番号からお問い合わせいただければと存じますが、

相談先にお困りの際や、それ以外の全般的な御相談は上記文部科学省問合先までお問合せ  
ください。